

おくやみ ハンドブック

田原市

この度はご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

このおくやみハンドブックは、市役所関係を含めた一般的な今後の手続きをご案内するものです。

市役所での手続きについては、必要なものをご確認のうえ、担当窓口へお越しください。
なお、故人の住所が田原市以外の場合は、住所地の市区町村役場へお尋ねください。

すべての手続きをご案内できるものではありませんので、ご了承ください。

2024



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2024年1月発行

発行:田原市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

大切な不動産の これからと一緒に 考えませんか

地元密着
50年

このようなことでお困りではないですか？

家族の大切な不動産。相続したものの…



遠方に
住んでいる
ため頻繁に
行けない…

すでに
何年も空き家
状態だった家…
どうすれば？

売るべきか
解体すべきか
決められない…



当社は田原市を中心に、地元で50年の
実績がある不動産会社です。
買取から賃貸活用、管理まで幅広く
サポートしております。
ぜひお気軽にご相談ください。

当社でお手伝いできること

戸建て買取

土地買取*

賃貸活用

管理

*中古住宅としての販売や更地として分譲

親身になって対応いたします

☎ 0531-22-6688 (転送あり)

有限会社オオバ不動産

愛知県知事免許(5)第18880号 (公社)愛知県宅地建物取引業協会会員／東海不動産公正取引協議会加盟

〒441-3415
愛知県田原市
神戸町大坪1番地3

神戸駅より
徒歩5分



目次

◎ご案内	P1
◎市役所での手続きにお持ちいただくもの	P2
◎死亡に関する手続きに関してよくある質問	P3
◎市役所で行う主な手続き	P4
◎市役所以外で行う主な手続き	P10
◎相続に関する手続き	P12
◎相続登記はお済ですか?	P13
◎相続税についてのお知らせ	P14
◎法定相続情報証明制度	P15
◎家系図	P16
◎故人の財産について	P17
◎委任状(承諾書)	P18

ご案内

○手続きに必要なものをご持参ください。(P2参照)

※手続きの種類によっては、記載されたもの以外のものも必要となる場合があります。

○手続きできる方は、相続人の方です。

相続人が複数の場合は代表の方をお選びください。

※手続き上、同居の相続人の方がお越しになると手続きがスムーズです。また、代理人(相続権のない親族等)が手続きされる場合は委任状等(P18参照)が必要です。

○手続きの内容によっては、時間を要する場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

○手続きの窓口は、市役所本庁(市民課・保険年金課)、渥美支所(市民生活課)、赤羽根市民センターのいずれかをご利用ください。

○お問合せ (平日 午前8時30分～午後5時15分)

・市民課 ☎0531-23-3511

・保険年金課(国保年金係) ☎0531-23-2149
(医療係) ☎0531-23-3514

・渥美支所・市民生活課 ☎0531-33-1112

・赤羽根市民センター ☎0531-45-3111

市役所での手続きにお持ちいただくもの

亡くなられた方のもの

<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは通知カード ・各種手続きで必要となる場合がありますので、しばらく保管することをお勧めします。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証(社会保険の方は勤め先にお問合せください)
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証
<input type="checkbox"/>	会葬礼状(葬儀関連の領収書など喪主氏名のわかるものでも可)
<input type="checkbox"/>	後期高齢者福祉・障害者・()医療費受給者証
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
<input type="checkbox"/>	年金手帳
<input type="checkbox"/>	年金証書(振込はがきなど基礎年金番号がわかるものでも可)
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

窓口にお越しになる方のもの

<input type="checkbox"/>	認印(相続人代表者・喪主)
<input type="checkbox"/>	本人確認書類(下記のいずれか) ・写真付きのもの1点…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等 ・写真付きのものがない場合は2点…健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳等
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳(相続人代表者・喪主・亡くなられた方の配偶者)
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは通知カード(未支給年金の請求者のものが必要なこともあります)
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳と通帳の届出印(税金、水道料金などの引き落とし口座を変更する場合)

その他(必要となる場合があります。)

<input type="checkbox"/>	各種手数料(戸籍謄抄本、住民票等) 1,000円程度
<input type="checkbox"/>	火葬許可証
<input type="checkbox"/>	相続人代表者が、遺言書によって相続人となられた場合、遺言書 ※公正証書遺言・秘密証書遺言・自署証書遺言(検認済のもの)
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方が世帯主の場合、()の国民健康保険被保険者証

※「亡くなられた方のもの」のうち、該当する書類が紛失などにより無い場合は、窓口でその旨お申し出ください。

※手続きに1時間以上お時間がかかる場合があります。なるべく時間に余裕を持ってお越しください。

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q. 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A. 原則として死亡届を受理した日から約7日目(閉庁日は除く)から交付できます。

戸籍審査に時間要する場合がございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、本籍が田原市以外にある場合は、本籍のある市区町村にお問合せください。

Q. 住民票や戸籍の請求時に必要なものは何ですか？

A. 請求者の本人確認書類

・写真付きのもの1点…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等

・写真付きのものがない場合は2点…健康保険証、介護被保険者証、年金手帳等

※委任状等が必要な場合があります。

(参考) 主な手数料

住民票(除票)の写し	(1通 200円)
戸籍謄(抄)本	(1通 450円)
除籍謄(抄)本	(1通 750円)
戸籍の附票	(1通 200円)



※どのようなものが必要か、あらかじめ提出先でご確認いただくと申請がスムーズです。

確認事項(例)

●住民票の場合

4情報(住所・氏名・生年月日・性別)が入ったものが基本です。

本籍地や続柄の記載が必要なのか、世帯全員のものが必要なのか、相続人の住民票が必要なのか、亡くなられた方の除票(死亡日の載っているもの)が必要なのか等提出先へご確認ください。

●戸籍の場合

相続や名義変更などでは、「亡くなられた方(被相続人)の生まれてから亡くなるまでの戸籍」が必要になることが多いです。亡くなられたことがわかる戸籍でよいのか、相続人の戸籍が必要なのか等提出先へご確認ください。

市役所で行う主な手続き

	対象	手続き内容	問合せ先
住民登録・印鑑登録・マイナンバーカード等	亡くなられた方が世帯主	世帯主変更届 世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について、職員が確認させていただきます。	市民課 ☎23-3511
	印鑑登録されている方	返納 ・印鑑登録証（カード） お亡くなりと同時に抹消となるため、印鑑登録証明書は発行できません。	
	住民基本台帳カードをお持ちの方	返納 ・住民基本台帳カード お亡くなりと同時に使用できなくなります。	
	マイナンバーカードをお持ちの方	返納不要 ・マイナンバーカード お亡くなりと同時に使用できなくなります。 死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがありますので、保管ください。	
	通知カードをお持ちの方	返納不要 ・通知カード 死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがありますので、保管ください。	
保険・医療	国民健康保険加入者 国民健康保険加入者の居る世帯主の方	資格喪失 保険証及び各種受給者証返還 葬祭費支給申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している保険証の変更 ● 国民健康保険に加入している方の場合 ・亡くなれた方及び世帯加入者の被保険者証 ・亡くなれた方及び世帯加入者の各種受給者証 ・会葬礼状または葬祭の領収書（喪主確認用） ・手続きをする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・葬祭費の振込口座がわかるもの（原則喪主の口座） ● 国民健康保険に加入していない世帯主の場合 ・その世帯の国民健康保険加入者の被保険者証 ・その世帯の国民健康保険加入者の各種受給者証 ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）	保険年金課 国保年金係 ☎23-2149
	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証の返還 葬祭費支給申請 保険料還付金口座振込依頼 高額療養費等の振込先口座の変更 ・亡くなれた方の被保険者証 ・会葬礼状または葬祭の領収書（喪主確認用） ・手続きをする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・葬祭費の振込口座がわかるもの（原則喪主の口座） ・相続人代表となる方の振込口座がわかるもの	保険年金課 医療係 ☎23-3514

山秀工業株式会社へ 空き家の解体は

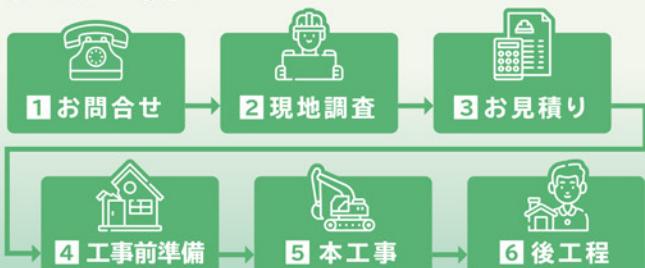
田原市周辺の



見積り
無料

お気軽にお電話
ください

作業の流れ



**駐車場への土地活用や整地、
カーポートなどの外構工事をはじめ、
リフォーム・ソーラーパネルの設置等の
アフターフォローも可能です。**

まずはお気軽にお問い合わせください



山秀工業株式会社

☎0532-39-7135

愛知県豊橋市浜道町字南側119番地 FAX/0532-39-7136
建設業許可 愛知県知事許可 第066834号 産業廃棄物収集運搬許可 第02201186348(静岡県)

YAMAHIDE

山秀工業株式会社の **3** つの特徴

1 大小問わず、解体可能

一般家屋をはじめ、内装・倉庫・ブロック塀、
ご不要になった農家のハウスや豚舎など、
解体のことなら当社へ何でもご相談ください。



2 締密な打ち合わせ

事前見積りや丁寧な説明を行い、必ずお客様にご納得頂いてからご契約とさせて頂いております。



3 近隣の方へのご挨拶

トラブルがないよう、工事前には、必ず近隣の方へご挨拶に伺い、近隣の方から了承を得て施行いたします。



営業時間 9:00~18:00

定休日 日曜・祝日

<https://www.yamahide-k.net/>

	対象	手続き内容		問合せ先
保 険 ・ 医 療	各種福祉医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の各種福祉医療費受給者証 <p>※各種福祉医療費受給者証とは 障害者医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 子ども医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証</p>	保険年金課 医療係 ☎23-3514
高 齢 者	65歳以上の方で要介護認定を受けていない方	介護保険被保険者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の介護保険被保険者証 	
	40歳以上の方で要介護認定を受けている方、事業対象者	各種介護保険証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の各種介護保険証 <p>※各種介護保険証とは 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証(該当する方)</p>	高齢福祉課 長寿介護係 ☎23-3217
	40歳以上の方で要介護認定申請中の方	介護保険要介護認定等申請取下書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・申出書に亡くなられた方の氏名等を記載して提出(印鑑不要) <p>※取下書は提出が不要となる場合もあります。</p>	
	介護保険料の還付、高額介護サービス費の支給手続き	該当する方に、東三河広域連合から関係書類が郵送されます。 ※亡くなられた方の住所地以外に送付を希望される場合は、送付先変更届を提出してください。(印鑑不要)		
	各種助成券の交付を受けている方	各種助成券の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の各種助成券 <p>※各種助成券とは 交通共通助成券(高) 元気バス購入助成券 福祉有償運送料金助成券 家族介護用品購入補助券 訪問理美容サービス助成券</p> <p>※東三河広域連合が交付する家族介護用品給付券の交付を受けている場合 ・亡くなられた方の給付券 ・家族介護用品給付中止申出書を提出(印鑑不要)</p>	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎23-4654
	緊急通報装置の貸与を受けている方	緊急通報装置の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の氏名等を伝えてください。 ・日程調整のうえ、装置の取り外しに伺います。 ・ワイヤレスの通報装置を紛失された場合は、購入して返却いただきます。 	
	配食サービスを利用している方	配食サービス廃止申出書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・申出書に亡くなられた方の氏名等を記載して提出(印鑑不要) 	

	対象	手続き内容		問合せ先
高齢者	高齢者等寝具乾燥消毒サービスを利用している方	高齢者等寝具乾燥消毒サービス停止・廃止申出書の提出	・申出書に亡くなられた方の氏名等を記載して提出(印鑑不要)	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎23-4654
	高齢者等軽度生活支援事業を利用している方	高齢者等軽度生活支援事業中止届の提出	・中止届に亡くなられた方の氏名等を記載して提出(印鑑不要)	
年金	国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等 ・請求者のマイナンバーのわかるもの ・請求者の預貯金通帳	保険年金課 国保年金係 ☎23-2149
	国民年金に加入している方	死亡届	・亡くなられた方の年金手帳 ・死亡診断書の写し	
		遺族基礎年金 死亡一時金請求 寡婦年金請求	・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等 ・請求者のマイナンバーのわかるもの ・請求者の預貯金通帳	農業委員会 ☎23-3519 または JA愛知 みなみ 本店等 ☎34-0373
	農業者年金を受給している方／加入している方(共通)	死亡届 (未支給年金・一時金請求を含む)	・亡くなられた方の死亡が確認できる戸籍謄本等(コピー可) ・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄が確認できる戸籍謄本等(コピー可) ・請求者の預貯金通帳 ※上記以外に他の書類等が必要となる場合がございます。まずは、右記の窓口でご相談ください。	
市税	原動機付自転車等(田原市ナンバー)の車両を所有している方	廃車	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ・印鑑不要	税務課 資産税係 ☎23-3510
		名義変更	・標識交付証明書 ・相続人となる方の譲渡証明書 ・ナンバー変更する場合はナンバープレート ・印鑑不要	
	固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定	・固定資産現所有者申告書を提出(印鑑不要)	税務課 市民税係 ☎23-3509 資産税係 ☎23-3510
	口座振替で納稅されていた方	口座振替の変更または廃止	〈変更〉 ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳の届出印 〈廃止〉 ・市税等口座振替廃止届を提出(印鑑不要)	
障害	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還	・亡くなられた方の手帳	地域福祉課 障害福祉係 ☎23-3697

	対象	手続き内容		問合せ先
障害	田原市障害者手当を受給されている方	田原市障害者手当消滅の届出 未支給分がある場合は支給の申請	・未支給分の受給対象者の振込先口座がわかるもの	地域福祉課 障害福祉係 ☎23-3697
	自立支援医療(精神通院)を受給されている方	受給者証の返還の届出	・亡くなられた方の自立支援医療(精神通院)の受給者証	
	自立支援医療(更生医療)を受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の自立支援医療(更生医療)の受給者証	
	自立支援医療(育成医療)を受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の自立支援医療(育成医療)の受給者証	
	障害福祉サービスを受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の障害福祉サービスの受給者証	
	地域生活支援事業を受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の地域生活支援事業の受給者証	
	各種助成券の交付を受けている方	各種助成券の返還	・亡くなられた方の各種助成券 ※各種助成券とは 交通共通助成券(障) 元気バス購入助成券 福祉有償運送料金助成券 訪問理美容サービス助成券	
愛知県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障害者の保護者が亡くなれたとき 年金給付の請求 死亡の届出 年金支払希望口座への振替依頼		・亡くなられた加入者(保護者)の住民票の写し(除票) ・年金受給権者(障害者)の住民票の写し ・年金受給権者(障害者)の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書(原本または原本証明されたもの) ※加入日から2年以内に亡くなられた場合、死亡診断書の代わりに死亡証明書(指定様式)を提出 ・心身障害者扶養共済制度加入証明書	
	心身障害者の方が亡くなれたとき 弔慰金の給付請求 死亡の届出		・加入者(保護者)の住民票の写し ・亡くなられた障害者を除く住民票の写し ・加入者(保護者)の振込先口座がわかるもの ・心身障害者扶養共済制度加入証書	
	扶養共済年金受給者が亡くなれたとき 死亡の届出 未支給分年金の受取人選任の届出 未支給分年金の振込依頼		・年金受給者(障害者)の住民票の写し(除票) ・すべての相続人戸籍謄(抄)本の原本	

	対象	手続き内容	問合せ先
障害	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当を受給している方	死亡の届出 未支給分がある場合は支給の申請	・相続される方の振込先口座がわかるもの
	特別児童扶養手当を受給されている方(対象者:障害児の父・母)	受給者が亡くなられたとき 死亡の届出 資格喪失の届出	・未支給分の受給対象者の振込先口座がわかるもの ・除籍された戸籍謄(抄)本または死亡診断書 ・特別児童扶養手当証書
		対象障害児が亡くなられたとき 資格喪失の届出 ※対象障害児が2名以上で、そのうちの1名が亡くなられた場合は額改定の届出	・除籍された戸籍謄(抄)本または死亡診断書 ・特別児童扶養手当証書
	在宅重度障害者手当を受給されている方	資格喪失の届出 ※未支給分の受取人が受給者と同一住所でない場合は生計同一の申し立ての届出	・未支給分の受給対象者の振込先口座がわかるもの
<p>障害者が亡くなられた場合の注意事項について ※NHKの放送受信料を免除されている場合、免除対象でなくなる可能性があります。 (亡くなられた障害者が世帯主の場合、もしくは亡くなられた障害者の世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合)</p> <p>※障害者が亡くなられた場合の手続きは、利用している制度により個人ごとに異なります。 詳しくは地域福祉課障害福祉係(北庁舎1階)にお問合せください。</p>			
こども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅または減額改定	事前に右記にお問合せください。
	児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	事前に右記にお問合せください。
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失または額改定(減額)	事前に右記にお問合せください。 ・資格喪失の場合は児童扶養手当証書
	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	事前に右記にお問合せください。
	遺児手当(県・市)支給対象の児童の方	受給事由消滅または減額改定	事前に右記にお問合せください。
	遺児手当(県・市)を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	事前に右記にお問合せください。

	対象	手続き内容		問合せ先
こども	認可保育園・認定こども園在園児の保護者の方	教育・保育給付認定変更申請等	事前に右記にお問合せください。	子育て支援課 こども保育係 ☎23-3513
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	事前に右記にお問合せください。	教育総務課 教育総務係 ☎23-3530
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族の方	入居承継承認申請	承継手続きが必要です。 事前に右記にお問合せください。	建築課 住宅管理係 ☎23-3527
	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	住宅返還	退去立会が必要です。 事前に右記にお問合せください。	
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた方	同居親族異動届出	・市営住宅入居者緊急時の連絡先 (独居になる場合)	
農地・林地	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続した農地の明細	農業委員会 事務局 ☎23-3519
	森林を相続された方	森林法第10条の7第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明など権利を取得したことがわかる書類	農政課 農政振興係 ☎27-7275
上下水道	水道の使用名義の方	使用者の名義変更 登録口座の変更	預貯金通帳、通帳の届出印 ※使用者の名義は電話でも変更できます。	水道課 業務係 ☎23-3532
	水道の所有名義の方	所有者の名義変更	手続きをする方の印鑑(認印)	
	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更	・世帯人員等変更届	下水道課 経営係 ☎23-3525
	水道未加入で下水道施設を利用している方	使用者の名義変更 登録口座の変更	右記にお問合せください。	
	下水道事業受益者負担金等を納付中または猶予中の方	受益者の変更 納付管理人の登録 登録口座の変更	受益者の変更 ・受益者変更申告書	
その他	犬を所有(登録)している方	所有者の変更届	右記にお問合せください。	環境政策課 環境衛生係 ☎23-3541
	し尿汲取り利用者の方	利用者の名義変更	右記にお問合せください。	下水道課 衛生センター係 ☎45-3000

田原市の遺品整理は ハッピークローバーにお任せ



ハッピークローバー

お約束します 「家族の思い出」を大切にした整理

ご家族に代わり分別整理・収集運搬、処分まで一括代行

ベッドやタンス、テーブルやソファなどの大型家具
ふとん、マットレス、毛布、まくら
洋服、バック、靴、アクセサリー
冷蔵庫や洗濯機などの家電製品
写真、手紙、説明書、その他書類
その他、各種家庭ごみ

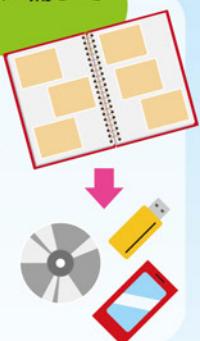


特典 写真のデータ保存サービス **無料** ※アルバム1冊まで
遺品整理、不用品回収など5万円以上のご依頼をいただいた場合

大切な家族写真やアルバム

押し入れの奥に眠ったままになっていませんか?

古い写真、アルバムをデジタルデータに変換。
DVD-R、LINE、USB、microSDなどに入れてお返しいたします。
家族写真、故人の写真をスマホやパソコンなどで
いつでも見返すことができます。



お片づけの
Happyクローバー

「河上澄夫商店」が運営しています

本社

〒471-0867 愛知県豊田市常盤町2丁目55番地
TEL:0565-34-3755/FAX:0565-34-4588

田原営業所

〒441-3409 愛知県田原市片西2丁目40番
TEL:0531-22-6668/FAX:0531-22-6689

ご質問やご相談など
お気軽にご相談ください。

見積
無料

0120-931-722

受付時間／8:00～18:00

[田原市 ハッピーコローバー 検索]

遺品整理士在籍
資格を有した遺品整理士がご対応いたします。

「一般廃棄物収集運搬業の許可」

河上澄夫商店(ハッピーコローバー)

登録番号 田原市 22田廢399号

ご家庭の廃棄物を回収するには、

市区町村の許可が必ず必要です。

無許可の業者を利用しないでください。

詳しくはこちちら!



市役所以外で行う主な手続き

- 手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍、住民票、税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問合せいただいたうえ、市役所にお越しになると手続きが円滑に進みます。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却可能な場合がありますので、各関係の窓口にご確認ください。
- 法定相続情報証明制度(P15)をご利用いただくと、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります。詳しくは、名古屋法務局豊橋支局(☎0532-54-9278)にお問合せください。

対象	必要な手続き	想定される窓口
厚生年金を受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	豊橋年金事務所 ☎0532-33-4113
共済年金を受給している方	未支給年金請求 遺族共済年金請求	各共済組合
恩給を受給している方	未支給金または過払い金請求	総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400
企業年金を受給している方	未支給金または過払い金請求	各企業年金基金 企業年金連合会(年金相談室) ☎0570-02-2666
生命保険等に加入している方	死亡保険金請求 入院給付金の請求	加入保険会社等
損害保険等に加入している方	名義変更・解約等	加入損害保険会社等
預貯金口座等をお持ちの方	口座解凍手続	金融機関等
株式等をお持ちの方	名義変更	証券会社等
国債(戦没者弔慰金)をお持ちの方	記名変更 償還金受領	償還金支払場所 証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車を所有している方	自動車税に関すること	東三河県税事務所 ☎0532-35-6130
	名義変更等に関すること	豊橋自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2049 (自動音声ガイダンス)
軽四輪及び自動二輪(125cc以上)を所有している方	名義変更または廃車	軽自動車検査協会 愛知県主管事務所豊橋支所 ☎050-3816-1771
財産を相続された方で相続税の申告をする必要がある方	相続税の申告	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
所得税の準確定申告の一定の要件に該当する方	所得税の準確定申告	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
土地・建物をお持ちの方	土地・家屋等移転登記	名古屋法務局豊橋支局 ☎0532-54-9278

対象	必要な手続き	想定される窓口
遺言書が残されている方	遺言書の検認・開封	名古屋家庭裁判所 豊橋支部 ☎0532-52-3212
財産を相続放棄する方	相続放棄の申立	
農地を所有している方	名義変更	田原市土地改良区 ☎22-1589
固定電話（NTT西日本）を契約している方	契約承継・解約	NTT西日本株式会社 局番なし116 携帯からは ☎0800-2000116
固定電話（NTT西日本以外）・携帯電話を契約している方	名義変更・解約	各契約会社
インターネットを契約している方	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料を支払っている方	名義変更・解約	NHK 受信契約：☎0120-151515 受信料：☎0570-077-077
電気・ガス料金等を支払っている方	名義変更・解約	各契約会社 中部電力田原営業所 ☎0120-921-693
運転免許証をお持ちの方	返納手続き	田原警察署 ☎23-0110
クレジットカードをお持ちの方	解約	各契約会社
ケーブルテレビを契約している方	名義変更・解約	各契約会社

※代表的な項目について掲載しています。

必要な手続きは、亡くなられた方それぞれの加入状況等で違いますので、各窓口にお問合せください。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続した土地や建物の相続登記を忘れずにしてください。

詳しくは、名古屋法務局のホームページをご確認ください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000489.html>



相続に関する手続き

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。 亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産を知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や法務局等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等が必要となるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納付をしなければなりません。 詳しくは税務署にご相談ください。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続税や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 詳しくは税務署にご相談ください。
<input type="checkbox"/> 相続登記	不動産を相続したこと知ったときから3年以内	被相続人が所有していた不動産の名義を相続人の名義へ変更する必要があります。 登記申請手続等は、不動産の所在地を管轄する法務局にご相談ください。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

①不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

②いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

③10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

- ①相続が発生したこと及び
相続人を特定するための証明書

- [●被相続人（死亡した方）の戸籍謄本 ●除籍謄本
●新たに相続人となる方の戸籍謄本 等]

- ②相続人全員の住民票の写し

- ③登録免許税（通常は収入印紙で納付）

- ④委任状（代理人が申請する場合）



法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- [手続きを代理人ひとりに委任することも可能ですが。
※委任状必須]



STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。



完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」（令和6年4月施行）
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。（詳しくはこちらへ→）



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します)が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額=3,000万円+(600万円×法的相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問や相談(1)」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注)弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

名古屋国税局・税務署からの通知を参考に田原市が作成

みなさまが安心して相談できる
身近な町の相続相談所

司法書士戸川事務所

突然の相続にお困りのみなさまへ

この度はお悔やみ申し上げます。誰しもが急に発生する相続。
相続と言っても、相続するものや内容は人それぞれです。
そして複雑な手続きが多いものもあります。戸川事務所では、
みなさまのご相談を伺いお力になれるよう努めてまいります。



愛知県司法書士会所属
代表 戸川忠大

戸川事務所がお手伝いできること

不動産登記は 司法書士にお任せください

不動産を所有していた方が亡くなった時に、その不動産の名義を変更する必要があります。相続人同士で揉めるトラブルを避けるために、大切な手続きのお手伝いをいたします。

2024年(令和6年)4月1日より 相続登記の義務化

自分が不動産所有者の相続人であることを認識した日から3年以内に相続登記をする必要があります。正当な理由なく相続登記の申請をしない状態が続くと、過料が課される可能性があります。
早めのご相談・ご対応がおすすめです。



そのほかの複雑な 相続手続きもサポート

預貯金の解約、遺産分割協議書の作成、遺産整理、相続放棄、相続書類の取得・作成などの複雑で難しい手続きもサポートいたします。

幅広い専門家の紹介

当事務所の業務範囲でなくとも、他の専門家（弁護士、税理士、会計士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士など）の紹介もいたします。紹介料はいただいておりません。

相談
無料

「もっと早く相談しておけばよかった」と
ご相談者様から伺うこともあります。こんな事相談してもいいのかな?と
不安にならずお問合せください。少しでもお力になれますと幸いです。

司法書士戸川事務所 所属：愛知県司法書士会

0532-39-4714

ホームページ



受付時間 平日8:00～20:00 土・日・祝日・夜間も要予約で対応

所在地 〒441-3145 愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷2-1 P 駐車場あり

Email info@togawa-office.com

司法書士戸川事務所

検索



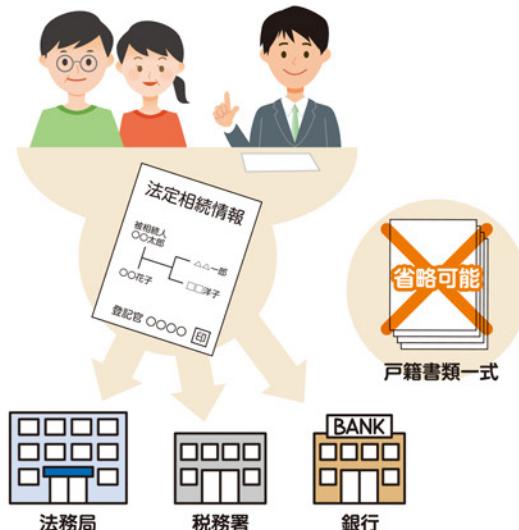
法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまで申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありました。この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用できません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸除籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]



<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し

この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 司法書士 税理士 土地家屋調査士 行政書士 社会保険労務士 弁理士 海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍)
- ・申出人の住所地
- ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

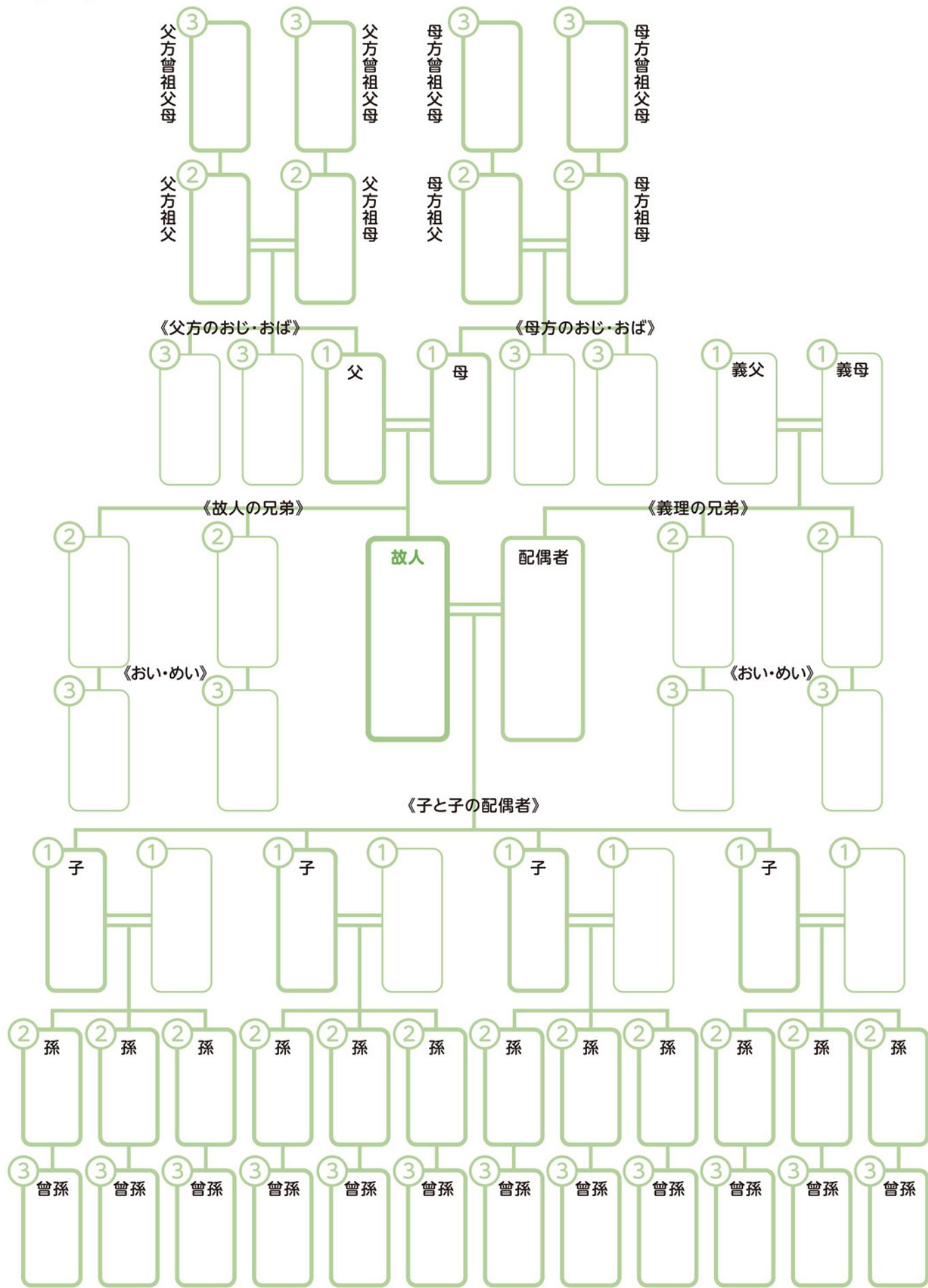
●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

ご遺族メモ

家系図

※数字は親等数



ご遺族メモ

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
ローン・借入金	借入先	金額	返済方法	備考
損害・生命保険・傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

委任状(承諾書)

●死亡に伴う各種手続きを代理人が行う場合には、委任状(承諾書)が必要となります。下記様式を参考にしてください。
(例)住民票・税に関する証明書の請求の場合は、同一世帯以外の方は委任状(承諾書)が必要となります。
また、戸籍に関する証明書の請求をする場合は、直系親族以外の方は委任状が必要となります。

●この委任状(承諾書)は、委任者本人が自署ですべて記入し、押印してください。

●委任状はコピーしてご使用ください。

住民票関係

委任状

※この委任状は、委任者本人が自筆ですべて記入し、押印してください。

【役所へ来られる方】

住所

氏名 生年月日 明治 大正 年 月 日
昭和 平成

委任する内容	※該当するものに□のように印を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票（除かれた住民票を含む） <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"><input type="checkbox"/>全部（全員） 通数 通 <input type="checkbox"/>一部（個人） 必要な人の名前 通数 通 *特に必要な事項→ <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>続柄 <input type="checkbox"/>日本籍 <input type="checkbox"/>個人番号 <input type="checkbox"/>住民票コード <input type="checkbox"/>国籍・在留資格等 ※続柄・本籍・国籍等記載の住民票の交付には委任した方の本人確認書類の提示が必要です。 ※個人番号・住民票コード記載の住民票は委任した方の住所へ郵送します。封筒と切手が必要です。 <input type="checkbox"/>転出届（委任した方の本人確認書類の提示が必要です） <input type="checkbox"/>転入届 <input type="checkbox"/>転居届 <input type="checkbox"/>その他【 】</div>
	使用目的 住所異動の場合は必要ありません

上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任しましたのでお届けします。

令和 年 月 日

愛知県田原市長 殿

【委任した人】

住所

氏名  生年月日 明治 大正 年 月 日
昭和 平成

戸籍関係

委任状

【役所へ来られる方】

住所

氏名

生年月日

明治 大正
昭和 平成

年 月 日

委任する内容	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 交付申請 <input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍謄抄本 交付申請 <input type="checkbox"/> 身分証明書 交付申請 <input type="checkbox"/> その他 【 】 ※ 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> のようにしるしをつけてください。
使用目的	

上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したのでお届けします。

令和 年 月 日

愛知県田原市長 殿

【委任した人】

住所

本籍

氏名

(印)

生年月日

明治 大正
昭和 平成

年 月 日

※この委任状は、委任者本人が自筆ですべて記入し、押印してください。

税関係

承諾書

住 所

氏 名

1

上記のものを代理人として、私に関する

2

を（交付・閲覧）することについて承諾いたします。

以後、このことにより問題が生じた場合、貴市にご迷惑をかけません。

以上、後日の証として承諾書を提出します。

令和 年 月 日

田原市長 殿

住 所

氏 名

(印)

M·T·S·H 年 月 日 生



身元保証のパイオニア「認定NPO法人 きずなの会」が 身元保証人を引き受けます

「身元保証支援」「生活支援」「葬送支援」を軸に、
生涯にわたる支援を行っております。



「ひとり暮らしで身近に頼れる人がいない」「家族や親族に迷惑を掛けたくない」。認定NPO法人 きずなの会が、ご家族・ご親族に代わりサポートいたします。2001年の設立以来、累計14,200名様(2023年12月時点)と契約を結び、行政・医療・福祉関係者と連携し、高齢者・障がいの方々が生涯にわたり安心して暮らしていただけるよう、全国16か所で活動しております。

身元保証支援

入院・転院・施設入居・住宅入居…
ご家族・ご親族に代わり、きずなの会が
何度も **身元保証人** をお引き受けします。

例えば…

- 病気やケガで入院することになった
- 病院を転院することになった
- 今後は介護・福祉施設で暮らしたい
- 見守りサービスの緊急連絡先をお願いしたい



生活支援

こんな時、ご家族・ご親族に代わり、
きずなの会が **生活支援** します。

例えば…

- 急な受診・入院
- 定期的な通院の付き添い
- その方の状態に合った施設探し
- 様々な事務手続き



葬送支援

万一のときの **事務支援** から **葬儀・納骨** まで
きずなの会がお手伝いします。

例えば…

- ご希望に応じた葬儀・納骨、樹木葬や散骨にも対応
- きずなの会納骨堂への納骨も可能
- 行政への届け出などの事務手続き
- 年金・ライフルайнの停止手続き
- 住居の返還や家財の処分など



弁護士法人による支援

きずなの会は、**弁護士法人 名城法律事務所**と提携しているため、金銭管理や後見人契約などの法律問題もご相談いただけます。



無料 「資料請求・出張相談」受付中

認定NPO法人 きずなの会 豊橋支局

《ご相談受付時間》9:00~17:00※土・日・祝日除く

☎ 0532-34-7836

〒441-8021

愛知県豊橋市白河町29-1 白河ハイツ12B

本部 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル3階



認定NPO法人とは

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁(監督権を持つ行政機関)の認定を受けたNPO法人です。

きずなの会は、毎事業年度終了後、所轄庁である愛知県知事に事業報告書を提出し、財務状況などを報告しております。

ホームページ

<https://kizuna.gr.jp>

きずなの会

検索



クリーンな地球のために

お見積書無料

お気軽に
ご相談下さい。

一般家屋から
ビルまで解体を
行います。

解体工事 Q&A

- Q. 接する道路が狭く解体重機や車が出入りしづらい場所でも対応できますか?
- Q. 見積に庭木・生垣・外構・庭石などの撤去処分を盛り込む事はできますか?
- Q. 引越し後に残った不要品・生活ゴミなどの片付け処分もできますか?
- Q. 万が一、近隣の建物に傷が付いた場合にはどうなりますか?
- Q. 解体時の騒音・振動・粉塵で近隣の方に迷惑をかけることはありますか?
- Q. 日曜日、祝日での作業・打合せは可能ですか?
- Q. アスベスト含有建材の解体処分は適正にできますか?
- Q. 愛着のある古民家の柱や梁材を再利用できますか?
- Q. 解体工事に引き続き造成工事もお願いできませんか?
- Q. 工事中、遠方の住まいや仕事で立ち会いできないのですが?



A. 安心して下さい!すべて解決できます!

当社は産廃処理法に基づいた適切な処理をし、工事保険にも加入している優良業者です。

当社の強みは解体前の周辺環境の問題からあらゆるニーズに対応するため、

様々な解体重機を26台、運搬車両23台所有し、アスベスト含有建材を適正に処理ができる最終処分場(愛知県知事許可)を所有しております!



パワーショベル、産業廃棄物運搬許可車両は
全て自社で所有していますので、低コストなご提案が可能!



自社処分場を完備!アスベスト等の処理には
高いコストパフォーマンスを発揮します!

解体見積を依頼するにあたりご相談・ご要望等ありましたら
お気軽にお電話下さい!

0531-25-0374 見積
無料

長年大切にしてこられた建物を当社のプロ集団が安全丁寧に解体から処分までします

総合建物解体・土木工事一式

TEL 0531-25-0374

FAX 0531-25-0897

MAIL info@katoudoboku.com

HP <https://www.katoudoboku.info>



株式会社 加藤土木解体
KATO DISMANTLING AND ENGINEERING
愛知県田原市仁崎町浜辺4番地